

令和8年度 上峰町教育施設利用のご案内



問い合わせ先 〒849-0123 上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町役場 住民課子育て支援係 (TEL 0952-52-7412)

満3歳以上のこどもが就学前まで教育施設を利用するとき、幼児教育・保育の無償化による給付を受けるためには、事前に上峰町から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

内容をよく読んでお申込みください。

▼認定区分と利用できる施設

支給認定区分		内容	利用できる施設
教育認定(ア)	1号認定	満3歳以上のこどもで、教育を希望する	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
		満3歳以上のこどもで、教育を希望し、預かり保育を必要とする	
保育認定(ウ)	2号認定	満3歳以上のこどもで、保護者の就労、疾病等により保育を必要とする	認可保育所 認定こども園(保育園部分)
	3号認定	3歳未満のこどもで、上記同様保育を必要とする	認可保育所 認定こども園(保育園部分) 地域型保育施設

※教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。

施設ごとに開始・終了時間(延長保育含む)枠を設定していますので、施設へご確認の上、入所申込の施設を希望してください。

※申込前に、こどもと一緒に入園説明会や園庭開放に参加し、施設の環境や保育内容、自宅等から施設への送迎ルートを確認をお願いします。

令和8年度年齢早見表(入所調整は4月1日時点の年齢で行います。)

4月1日の年齢	生年月日
満3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (3歳となった翌月から入園可能)
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

様式がダウンロードできます。

上峰町ホームページ⇒令和8年度教育施設の利用申し込みについて

▼URL <https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003631/index.html>

▼QRコード



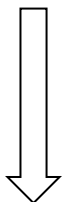
手続の流れ

入園の申込み(入園願書の提出)



- ・子どもと一緒に園を見学し、利用条件等をよく確認したうえで、希望する園へ入園願書を提出します。
- 入園の決定は各園で行います。

入園内定後、支給認定・給付認定の申請



- ・入園内定を受けたあと、町へ支給認定・給付認定の申請に必要な書類を提出します。
- ・書類に不明な点がある場合は、上峰町から電話等で内容を確認することがあります。
- ・認定申請中に町外へ引っ越し等をした場合は、「申請辞退届」を町へ提出してください。

「認定通知書」の交付



- ・町から「認定通知書」を送付します。
- ・4月利用開始の場合は、認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、2月頃に交付予定です。

園の利用開始

- ・原則、入所月の1日付けて入所となります。
- ・預かり保育の利用を希望する場合は、園に別途申込みます。

上峰町内の教育施設について

上峰町内にあるのはすべて私立の認定こども園です。認定こども園には幼稚園部分(1号)と保育園部分(2・3号)があり、それぞれに定員があります。2・3号を希望するときは、役場へ申込みください。

施設名	電話番号	定員
	所在地	
社会福祉法人 美峰福祉会 ひかりこども園	☎0952-52-0406	1号 15名 2・3号 70名
	大字坊所699番地 (上峰小学校西)	
学校法人 みどり学園 認定こども園かみみね幼稚園	☎0952-52-5073	1号 165名 2・3号 75名
	大字坊所710番地 (ふるさと学館南西)	
社会福祉法人 ガジュマル ひよ子こども園かみみね	☎0952-52-2186	1号 15名 2・3号 110名
	大字堤1923番地6 (町営切通北団地南)	
社会福祉法人 ガジュマル ひよ子こども園カゼマチ	☎0952-60-7700	1号 15名 2・3号 45名
	大字坊所1550番地3 (カゼマチ内)	

支給認定・給付認定について

(1) 認定区分・種類について

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	Ⅰ号認定(※1)	教育・保育給付	なし
イ	新Ⅰ号認定(※2)	施設等利用給付	
ウ	Ⅱ号認定/Ⅲ号認定	教育・保育給付	あり
エ	新Ⅱ号認定/新Ⅲ号認定(※3)	施設等利用給付	

教育・保育給付認定(ア・ウ)は、保育所や認定こども園、幼稚園等を利用する際に必要な認定です。

施設等利用給付認定(イ・エ)は、幼児教育・保育の無償化により支給される「施設等利用費」を受けるための認定です。

(2) 希望する施設と必要な認定について

希望する施設の種類と保育の必要性有無によって、申請する認定区分が異なります。

申請する 認定区分	希望施設等	必要な認定	保育の 必要性	年齢
ア	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(※1)	教育・保育給付 Ⅰ号認定	なし	満3～5歳児
ア+エ	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(※1) + 預かり保育	教育・保育給付 Ⅰ号認定 + 施設等利用給付 新Ⅱ号認定/新Ⅲ号認定(※3)	あり	満3～5歳児
イ	幼稚園(※2)	施設等利用給付 新Ⅰ号認定	なし	満3～5歳児
エ	幼稚園(※2)+預かり保育	施設等利用給付 新Ⅱ号認定/新Ⅲ号認定(※3)	あり	満3～5歳児

※1 子ども・子育て新制度移行園

※2 私学助成幼稚園(子ども・子育て新制度未移行園)

※3 満3歳児の市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある方のみ対象

支給認定・給付認定申請に必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書 … こども1人につき1部

確認欄✓

② 保育の必要性を証明する書類 … 預かり保育の無償化を併せて希望される方のみ(P.6)

保護者(父、母、入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母) 各1部 ※きょうだい児の同時申請 各1部で可

③ 状況に応じて必要な書類

児童の健康状況調査票	新入園児、転園希望時	確認欄✓
マイナンバー記入用紙	新入園児、マイナンバーが変更になった方(詳細はP.7)	
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外の住所で、入所月1日までに上峰町への転入が決まっている	
保護者名義の通帳の写し	償還払いの園に入園し、施設等利用給付認定の新2号認定/新3号認定(P.3のエ)を申請する場合や、既に提出している口座を変更する場合	
戸籍謄本/児童扶養手当証書の写し	世帯の状況に応じて提出をお願いする場合があります	
障害者手帳/療育手帳/特別児童扶養手当証書写し		
所得課税証明書/市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによる税情報が確認できないとき ※海外赴任等により海外での所得がある方は、疎明資料が必要	

施設等利用費の給付方法(無償化される方法)について

下記の2種類の方法で実施しています。給付方法は園ごとに異なりますので、園へお尋ねください。

※上峰町内の施設は全て法定代理受領です。

法定代理受領

利用料(無償化上限額まで)を、園から町へ請求しますので、保護者の請求手続きはありません。

無償化上限額を超えた分は、園から保護者へ請求がありますので園へお支払いください。

償還払い

利用料は保護者から園へ一旦お支払いください。その後、保護者が町へ請求書と添付書類を提出し、無償化上限額までの利用料を町から保護者へ口座振込します。

※無償化上限額(月額)について

450円×利用日数か、実際の支払額のいずれか低い額を、下記の金額の範囲内で給付します。

- ・新1号認定 私学助成幼稚園(教育時間) 25,700円、国立大学附属幼稚園 8,700円
- ・新2号認定 預かり保育(3~5歳児) 11,300円
- ・新3号認定 預かり保育(非課税世帯の満3歳児) 16,300円

保育料・給食費等について

幼児教育・保育の無償化で対象になるのは、3歳児から5歳児のすべてのこどもの保育料部分です。実費徴収されている制服やカバン代、教材代、行事費、保護者会費などは、無償化の対象外です。

食材料費のうち、副食費（おかず・おやつ等）については免除になる場合があります。

次の表にあてはめて太枠の外に該当したとき、免除となります。

▼副食費の徴収/免除（Ⅰ号認定）

階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯等	免除		
第2階層	非課税世帯（所得割非課税世帯含む）			
第3階層	77,100 円以下			
第4階層	211,200 円以下	徴収		免除
第5階層	211,201 円以上			

基本的に保護者（父母）の市町村民税額を合算した額で階層を決定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。副食費の免除該当有無は「多子のカウント」条件をみて決定します。**毎年9月が算定の切り替え時期となるため、免除の該当について年度の途中で変更となることがあります。**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく判定						当年度の市町村民税額に基づく判定					

※市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※次の①～③全てに該当する場合、父母の合算額に、同居の扶養義務者の市町村民税額を合算します。

- ① 父母のいずれも算定時年度の市町村民税が非課税
- ② 父母のいずれも算定時前年中の収入が103万円未満
- ③ 父母の算定時前年分所得の総額が、同居の扶養義務者の所得より低い

- ・「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。
- ・扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

※多子のカウント方法について（Ⅰ号）

第1階層～第3階層：生計を一にする者に限り年齢制限なし

第4階層・第5階層：3歳～小学校3年生までのこどもの数

- ・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。
- ・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年3月末頃と9月上旬に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

預かり保育について

認定こども園（幼稚園部分）や幼稚園では、教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。

施設ごとに開始・終了時間（預かり保育含む）枠を設定していますので、利用を希望する場合、まずは施設へ

ご相談ください。預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により

上峰町から保育の必要性の認定（〔施設等利用給付認定〕新2号／新3号認定）を受ける必要があります。

※預かり保育が利用できるのは、保育の必要性が認められる時間のみです。

親子で過ごす時間の充実と、保育士の適性な労働時間確保のために、ご協力をお願いします。

保育の必要性について

上峰町内に児童と保護者の住所があり、次のいずれかの理由により、家庭でその児童を保育できない場合に限り、上峰町が保育の必要性を認定します。

▼保育の必要性と認定期間

保育を必要とする理由		認定できる期間
就労（内定を含む）	月 48 時間以上就労している	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がない	5 か月以内（出産月前後 2 か月）
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利用している子どもが継続利用する	出生した児童が概ね 1 歳になるまで
求職活動・起業準備	就労の意思があり、求職活動・起業準備を行っている	3 か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月 48 時間以上就学している	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している	療養が必要な期間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護している	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっている	災害復旧の期間
その他	その他特に町長が入所を必要と認めた者。	必要と認める期間

▼保育の必要性を証明する書類 ※きょうだい児の分は同時申請するときは各1部で可

保護者等の状況	必要な書類	追加で添付するもの
仕事をしている	就労証明書	※産休中、育休中の休業期間を勤務先が記載 ※就労内定者…内定通知等写し就労開始後 1 か月以内に就労証明書を提出
自営業者		開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書のいずれか1つ写し
農業従事者		確定申告書の写し
出産を予定	出産・疾病に 関する申立書	母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日が確認できる部分）
療養が必要な疾病や心 身に障がいがある		医師の診断書、障害者手帳の写し（保育できない状況、療養期間がわかるもの）
同居親族等の 看護・介護	同居家族看（介）護 従事申立書	要看（介）護者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し
学校・職業訓練校在学	在学申立書	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し
これから仕事を探す 起業準備中	求職状況申立書	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。
祖父母と同居している	同居祖父母の保育状況申立書 入園希望月時点で 65 歳未満の同居祖父母 分の保育の必要性を証明する書類	

マイナンバー記入用紙について（必要な方のみ）

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、原則マイナンバーの提出が必要です。提出できない方に関しては、後日所得課税証明書等の提出を依頼します。

既に施設利用中の方は不要です。

《必要な書類》

- | | |
|--------------------|---|
| (1) マイナンバー記入用紙 | } 申請を行う保護者の分のみ提出してください
(申請児童及びその他の方の書類は不要です) |
| (2) 本人確認書類 ①番号確認書類 | |
| ②身元確認書類 | |

(1) マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、申込書に記入した申請児童、申請児童の保護者及び家族の情報を記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）

(2) 本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申込書及びマイナンバー記入用紙の「保護者氏名」欄に記載された方の本人確認（「①番号確認書類」と「②身元確認書類」）が必要です。

※提出の際の注意点※

園経由で申請の際は、**申請用封筒**にマイナンバー記入用紙、本人確認書類の写しを入れ、封をして提出してください。ただし、住民票については原本を提出してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。

（コピーを用意していただく必要はありません。）

① 番号確認書類	いずれか 1 つ	
	・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード	・マイナンバーが記載された住民票
②身元確認書類 園経由での申請の場合 ①顔写真 ②氏名 ③生年月日または住所 が分かる面のコピーを 同封	1 つで可能なもの（顔写真付の公的証明書）	
	・マイナンバーカード（表面） ・パスポート ・精神障害者手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等
	2 つ必要なもの A を 2 種類 または A と B を 1 種類ずつ	
	A 顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の 記載があるもの	B 顔写真付の証明書 顔写真の掲載があるもの
	・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

こんなときは必ず届け出てください

次のような場合は、申込中・施設利用後にかかわらず、速やかに住民課子育て支援係へ届け出てください。

- (1) 上峰町外に転出する（転出された時点で支給認定及び施設等利用給付認定は解除となります）
転出後も利用中（申込中）の施設を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。
- (2) 上峰町内で転居した
- (3) 世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等）
- (4) 園を退園する
- (5) 仕事を辞めた（求職活動を始めた）
- (6) 就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など）
- (7) 育児休業を取得した場合に、すでに預かり保育を利用しているお子さんの利用を継続したい
- (8) その他家庭の状況に変化があった

※(5)～(8)は新2号認定／新3号認定のみが対象です。

利用に関する Q&A

Q1. 上峰町外の園（幼稚園部分）に入園したいのですが？

→利用を希望する町外の園に直接問い合わせて、こどもと一緒に見学を行い、園へ願書を提出して入園申込みをしてください。入園が内定した後、園を通じて、町へ支給認定・給付認定に必要な書類を提出してください。

Q2. 保育料以外に費用はかかりますか？

→保育料以外の実費は負担していただきます。例えば、入園料、通園バス代、給食費、教材費および行事参加費等の実費負担や、施設整備等のための費用です。利用する園を選ぶときに、保育料以外の費用も園によく確認してください。

Q3. 副食費が免除されるためにどのような手続きが必要ですか？

→新たな手続きは不要です。なお、副食費の免除については住民課子育て支援係からお知らせします。

Q4. 認定こども園・幼稚園の預かり保育の利用料は無償化の対象ですか？

→保育の必要性があれば、無償化の対象です。満3歳児は、住民税非課税世帯が対象です。無償化となる認定要件はP.6、無償化上限額はP.4をご確認ください。

※預かり保育の利用については、直接園にお問い合わせください。利用を希望しても利用不可となる場合があります。

Q5. 認定こども園（教育利用）・幼稚園を利用後に認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象となりますか？

→園で提供される預かり保育が平日8時間未満（教育時間を含む）又は年間開所200日未満の要件に該当する園に通う、保育の必要性のあるお子さんの場合は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※上峰町内の園に在園中のこどもは、認可外保育施設等を利用しても無償化されません。